

令和5年度集団指導 ～有料老人ホーム～

令和6年3月

富山県厚生部高齢福祉課

富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課・長寿福祉課

◎根拠法令等について

- ▶ 法：「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)
- ▶ 施行規則：「老人福祉法施行規則」(昭和38年厚生省令第28号)
- ▶ 指導指針：「富山県有料老人ホーム設置運営指導指針」
- ▶ 事前協議等要綱：「富山県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱」
- ▶ 高齢者住まい法：「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の指導指針等が適用されます。

1. 有料老人ホームとは

有料老人ホームとは、老人を入居させ、①入浴・排せつ・食事の介護、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のサービスのうち、いずれか（または複数）のサービスを提供している施設と定義されています。（法第29条第1項）

- ▶ 有料老人ホームの設置に当たっては、都道府県知事等への届出が必要です。
- ▶ 老人福祉法上の定義に当てはまる施設は、上記届出の有無にかかわらず有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととされています。
- ▶ なお、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、高齢者住まい法第23条の特例により、設置届（法第29条第1項）、変更届（法第29条第2項）、廃止届・休止届（法第29条第3項）の提出は必要ありません。
- ▶ 有料老人ホームの設置及び運営にあたっては、「富山県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づいて指導等を行います。
- ▶ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた施設を含む。）については、法第29条第13項の規定に基づき、県等より状況報告依頼や立入検査等を行うことがあります。

2. 設置の届出等について

(1) 設置届

- ▶ 有料老人ホームを設置する場合、法第29条第1項の規定により、あらかじめ、県へ（富山市内に設置する場合は富山市へ）設置届を提出することが義務付けられています。
- ▶ 設置届を提出いただく前に、各種計画（都市計画、土地利用計画及び福祉施策並びに介護保険事業計画等）や設備基準に適合しているかなどを審査するため、着工前（建築確認申請前）の段階で立地市町村及び県と事前協議を行っていただくこととしています。
- ▶ このため、有料老人ホームを設置しようとする事業者は、県が定める「指導指針」及び「事前協議等実施要綱」に従い、計画を進めてください。
- ▶ 富山市内に施設を設置する場合は富山市役所にご相談ください。

(2) 廃止届・休止届

- ▶ 事業を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに届け出る必要があります。
- ▶ 県HP「有料老人ホームの設置・運営について」から届出様式をダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00004900/kj00004900-001-01.html>

3. これまでの立入検査による指摘・指導事項例

事例 1 : 職員の配置について

指摘事項

有料老人ホームの職員と併設介護保険サービス事業所（訪問介護、通所介護等）の職員の勤務体制を明確に区分した勤務表が作成されていない。

●ポイント

有料老人ホームの職員が介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。また、介護保険法令上も、サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすることとされている。

●根拠法令等

・指導指針第10(3)

有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

事例 2 : サービス提供等の記録について

指摘事項

サービス提供の記録、苦情の記録等が作成されていない。

●ポイント

法第29条第6項及び施行規則第20条の6において、有料老人ホームの設置者は次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならないこととされている。

- ・一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
- ・入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜
- ・緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- ・入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
- ・日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容
- ・日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況

事例 2 : サービス提供等の記録について

● 根拠法令等

・ 法第29条第6項

有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

・ 施行規則第20条の6

有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

- 一 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
 - 二 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下「日常生活上の便宜」という。）の内容
 - 三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行つた場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - 四 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
 - 五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採つた処置の内容
 - 六 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況
- 2 前項の帳簿の保存期間は、その作成の日から二年間とする。
 - 3 第一項各号に定める事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることのできるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

事例 2 : サービス提供等の記録について

● 根拠法令等

・ 指導指針第9(3)

法第29条第6項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、5年間保存すること。

ア 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況

イ 法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録

ウ 入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容

(ア) 入浴、排せつ又は食事の介護

(イ) 食事の提供

(ウ) 洗濯、掃除等の家事の供与

(エ) 健康管理の供与

(オ) 安否確認又は状況把握サービス

(カ) 生活相談サービス

エ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

オ 提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容

カ 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容

キ 提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況

ク 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項

事例 3 : 身体的拘束等の廃止について

指摘事項

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会や研修等が開催されていない。

●ポイント

- ・身体的拘束等は、高齢者虐待に該当する行為であり、原則禁止されている。
- ・当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等が認められていることから、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を満たすことを「施設全体で検討・判断」した「過程」の記録が必要。
- ・身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備、職員等に対する定期的な研修等の措置を講じなければならない。

事例3：身体的拘束等の廃止について

●根拠法令等

・指導指針第10

- (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4. 定期報告について

- ▶ 有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の設置者は、「富山県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱」及び「富山県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、毎年7月1日現在の有料老人ホーム重要事項説明書等を県へ提出いただくようお願いしています。
- ▶ 提出いただいた重要事項説明書等については、県HPで公開しています。
- ▶ 報告の期日等については、県から別途通知します。